

「奥津ボランティアひまわり会」会則

(目的)

第1条 この会は、地域ボランティア活動を通じて、それぞれの立場で持っている労力を出し合って、助け合いの輪を広げ、福祉に関する認識を深めて、住みよい町づくりに寄与する事を目的とする。

(名称)

第2条 この会は「奥津ボランティアひまわり会」と称する。

(会員)

第3条 第1条の目的に賛同する者を会員とする。

- 2、会員の性別は問わない。
- 3、入脱会は随時自由とする。

(会費)

第4条 会員は、会費を納めなければならない。

- 2、会費は、年額1,000円とする。

(事務局)

第5条 この会の事務局は、羽出「ふれあいの里」に置く。

(活動内容)

第6条 この会は第1条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- ① 託老所「ふれあいの里」の運営
- ② 各種ボランティア活動への参加
- ③ 知識、技術の向上を計るための研修会の開催
- ④ その他必要と認められる事業

2、託老所「ふれあいの里」運営細則は別に定める。

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く

- ① 会長 1名
- ② 副会長 2名
- ③ 会計 1名
- ④ 監事 2名

2、役員任期は2年とし、再任は妨げない。

3、役員に欠員を生じた場合、補充役員任期は前任者の残任期間とする。

(役員の仕事)

第8条 会長は、この会を代表し、会務を総括する。

- 2、副会長は、会長を補佐する。
- 3、会計は、この会の経理を行う。
- 4、監事は、この会の事業及び会計の執行状況を監査する。

(会議)

第9条 この会の会議は、役員会及び総会とし、必要に応じて開催する。

- 2、役員会は、次の事項を討議する。
 - ① 事業の運営に関する事項

② その他必要とする事項

3、総会は、次の事項を決定する

① 会則の改廃に関する事項

② 役員を選出

③ 事業に関する事項

④ 予算及び決算

(遵守事項)

第10条 ボランティア活動においては「人権」を尊重し、個人のプライバシーを守らなければならない。

附則

この会則は平成5年4月5日から施行する。

平成15年7月8日一部改正